

(別紙1)

地域介護予防活動支援事業支援業務（高齢者トランポリン教室）（単価契約） 仕様書

1 業務名

地域介護予防活動支援事業支援業務（高齢者トランポリン教室）（単価契約）

2 業務の場所

福岡県糟屋郡篠栗町中央一丁目9番2号 オアシス篠栗

3 業務の目的

本業務は、65歳以上の住民の身体機能、生活機能、認知機能の低下を予防するためトランポリンを使用した運動を実施し、将来的に住民主体の介護予防活動につながることで、健康状態を維持し要介護状態の発生を防止することを目的とする。

4 業務期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

5 業務内容

高齢者トランポリン教室

- ① 対象者 65歳以上の介護認定を受けていない者。また、基本チェックリストの運動質問項目6番、7番ともに「はい」かつ物忘れ質問項目1点以上の者
- ② 定員 24人
- ③ 回数 37回（原則、月4回。口腔と栄養の講座を年度に1回ずつ設定するため、月3回の場合あり。）
- ④ 実施時間 1回90分（火曜日午後予定）
- ⑤ 内容
 - ・トランポリンを使用した集団での運動指導及び個別相談
 - ・体調確認及び観察、急病や怪我等の対応（必要時に血圧測定）
 - ・定期的な体力測定（握力、5回椅子立ち上がりテスト、TUGタイムアップ&ゴーテスト、開眼片足テスト、5m歩行テスト、体組成成分分析測定、身長測定）、フレイルチェックアンケート実施及び結果表作成、結果説明
- ⑥ その他
 - ・業務を安全かつ効率的に運営することができるよう適切な人数及び高齢者のトランポリン教室の講師として適切な資格を有する職員を配置し、打合せ及び報告書作成を行う。
 - ・血圧計、身長計、体成分分析装置、メジャー等教室運営に必要な物品の準備、会場の準備及び片付けを行う。
 - ・町担当者が年間を通して申込受付、チェックリスト確認を実施

し、対象者が決定した翌月始めから参加開始とする。体力測定、フレイルチェックアンケート実施を途中加入者にも実施する。

- ・将来的に自主サークル活動に移行し、介護予防活動を住民主体で継続していくことができる支援を行う。

6 支払い方法

委託料は毎月支払うものとする。

7 再委託の禁止

受託者は、第三者に委託業務の一部または全部を再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、町と協議の上で住民の健康づくりに寄与するために再委託の必要性が高いと判断した場合についてはこの限りではない。

8 苦情処理

受託者は、委託業務に関する利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な体制を整備しなければならない。

9 個人情報保護

受託者は、委託業務において知り得た個人情報に関する取扱いについて十分に配慮しなければならない。

10 緊急対応

- (1) 受託者は、事業実施中に利用者に緊急を要する事態及び事故が発生した場合は受託者の責任において適正に対処し、速やかに利用者の家族及び福祉課地域包括支援係の担当者へ報告しなければならない。傷害保険は町が加入する。
- (2) 受託者は、地震や大雪、警報発令などの悪天候時において、事業実施することにより利用者に危険が及ぶ可能性がある場合は、町と協議の上判断すること。また事業中止をする場合は、利用者へ連絡し、連絡が取れない者がいる場合は町に報告すること。

11 その他

- (1) この仕様書の内容等に疑義が生じた場合は、町と協議の上決定する。
- (2) 各教室の日報は、月まとめて翌月10日までに町に提出すること。ただし災害による影響など特段の理由がある場合はこの限りではない。
- (3) 業務の実施にあたり対象者を含め感染症の予防に努めるものとする。なお、感染症の予防に伴う衛生管理や業務実施方法等については必要に応じ、町と協議のうえ決定していくものとする。
- (4) 教室の開催場所及び日程について、業務実施上の支障が生じるときには、町が指定する施設及び日程に変更が出来るものとする。

(5) 本仕様書に定めのない事項については、町と協議の上定めるものとする。